

第 1 章 圏域計画の概要について

1	計画改定の趣旨	2
2	計画の位置づけ等	2
3	計画の期間	4
4	目標及び達成時期の考え方	4
5	計画の推進	5

第1章 圏域計画の概要について

1 計画改定の趣旨

広島県では、平成14(2002)年3月に県の健康増進計画である「健康ひろしま21」を10か年計画として策定しました。しかし、平成20(2008)年度からの医療制度改革により生活習慣病予防を推進することが必要となり、平成20(2008)年3月、生活習慣病予防に重点をおき、県民の主体的な健康づくりを効果的に支援していくために「健康ひろしま21」を改定しました。改定後、「望ましい生活習慣の確立」と「生活習慣病のリスクファクター(危険因子)の軽減」を基本的な目標として、健康づくりに取り組んできましたが、その結果、目標達成に至っていないことが明らかになりました。また、平成24(2012)年7月に告示された国の健康増進計画である「健康日本21(第2次)」において、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防及び健康を支えるための社会環境の整備等、平成25(2013)年度から開始する国民健康づくり対策の基本的な方向が示されました。このことを踏まえ、平成25(2013)年3月に「健康ひろしま21(第2次)」の名称で、「健康寿命の延伸」を総括目標として県の健康増進計画を改定することとなりました。

福山・府中二次保健医療圏域(以下、「当圏域」という。)においても、平成14(2002)年3月に県の健康増進計画の中の二次保健医療圏域の計画として、「健康ひろしま21圏域計画」を策定しました。平成19(2007)年3月に、「健康ひろしま21圏域計画」の中間評価を行い、県が示した圏域共通の重点課題に「こころの健康」と「歯と口の健康」を加え、「健康ひろしま21圏域計画」を改定しました。今回、県の健康増進計画が「健康寿命の延伸」を総括目標として改定されることから、圏域計画も県の健康増進計画改定の趣旨を踏まえ、「健康ひろしま21(第2次)圏域計画」の名称で、改定することとなりました。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置づけ

県の健康増進計画は、健康増進法(平成14(2002)年法律第103号)8条の規定により、国の基本方針を勘案し、県民の健康増進の推進に関する施策についての基本計画として策定が義務付けられています。

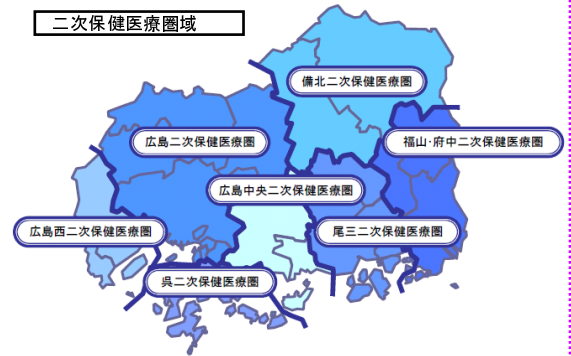
圏域計画は、県の健康増進計画の中の二次保健医療圏域の計画として位置付けられています。

キーワード

二次保健医療圏域とは、日常生活圏で通常の保健医療需要を充足できる圏域、すなわち、特殊な保健医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く、一般の医療需要に対応するために設定している区域です。

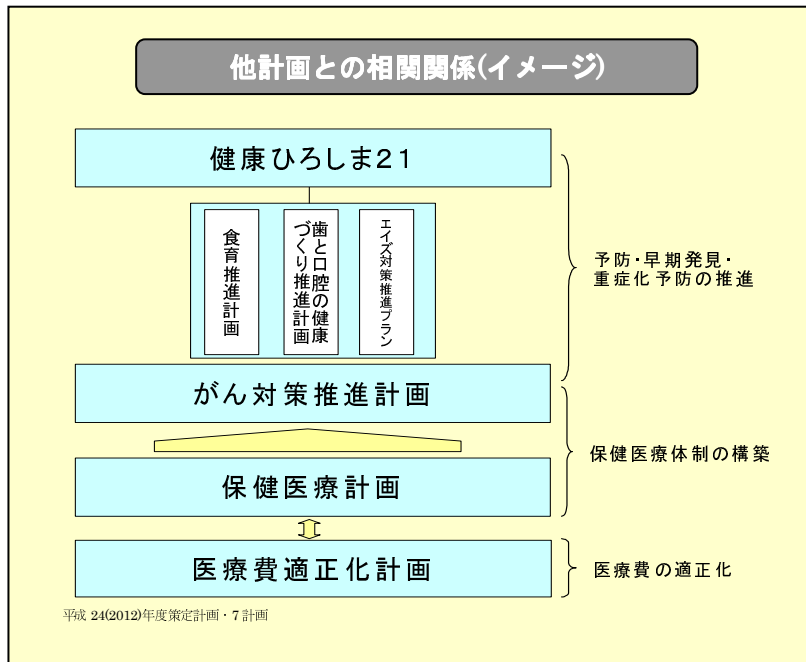
また、保健・医療・福祉・介護を一体的かつ円滑に提供するため、「広島県保健医療計画」、「ひろしま高齢者プラン(広島県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」等関連の各計における区域の設定の基本となっています。

(参考文献：健康ひろしま21(第2次))



(2) 県の他の計画との関係

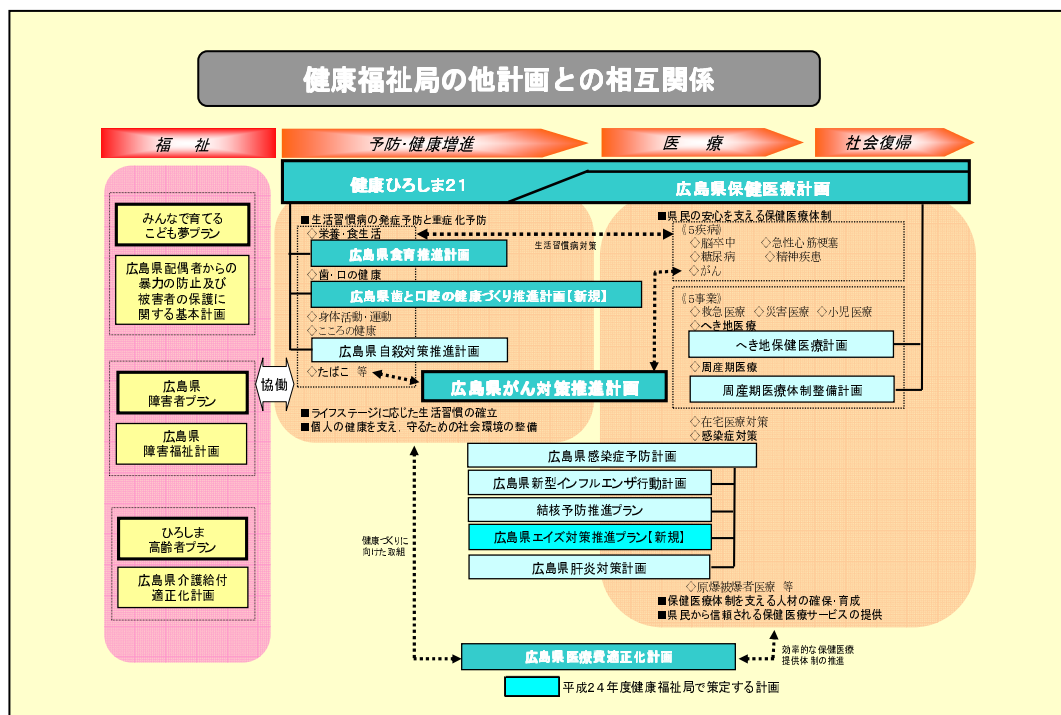
- 圏域計画も含まれる県の健康増進計画は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」の政策分野の一つである「安心な暮らしづくり」を達成するため、生活習慣病を予防し、総合的に健康づくりを推進する計画となります。
- 圏域計画は、広島県保健医療計画【福山・府中二次保健医療圏 地域計画】や広島県がん対策推進計画等、他の保健や医療に関する計画との調和を図りながら推進する計画となります。
- 圏域計画は、広島県食育推進計画や広島県歯と口腔の健康づくり推進計画等、健康づくりに関する計画と調和を図りながら推進する計画となります。



キーワード

ひろしま未来チャレンジビジョンとは、県を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、概ね10年後を展望し、現在県が直面している課題や今後深刻な影響を受けるおそれがある問題に対して有効な手立てが講じられない場合に予測される将来を明らかにした上で、県民みんなで目指す姿(将来像)を描き、これを実現する取組の方向や戦略を示すものです。

(参考文献：ひろしま未来チャレンジビジョン)



(3) 市町健康増進計画との関係

市町の健康増進計画は、健康増進法(平成 14(2002)年法律第 103 号)8 条第 2 項の規定により、県の健康増進計画を勘案して定めるよう務める必要があります。

圏域計画は、圏域の市町の健康増進計画と調和を図りながら推進する計画となります。

3 計画の期間

圏域計画は、県の健康増進計画と同様に、平成 25(2013)年度から平成 34(2022)年度までの 10 年計画となります。

ただし、計画期間の中間年において、県や当圏域を取り巻く社会環境の変化や医療制度等の改革等を踏まえて見直す場合があります。

- 健康ひろしま 2 1 圏域計画の期間 平成 14(2002)年度～平成 24(2012)年度(11 年間)
- 健康ひろしま 2 1 (第 2 次)圏域計画の期間 平成 25(2013)年度～平成 34(2022)年度(10 年間)
- ※健康ひろしま 2 1 (第 2 次)の期間 平成 25(2013)年度～平成 34(2022)年度(10 年間)
- ※国の基本計画の期間 平成 25(2013)年度～平成 34(2022)年度(10 年間)

4 目標及び達成時期の考え方

県の健康増進計画の基本的な目標及び総括目標を踏まえ、圏域計画において重点的に取り組む目標及び重点課題別の取組成果やその達成状況を図るため評価の指標を設定します。

なお、目標の達成に要する期間は、原則として圏域計画の期間である 10 年間とし

ますが、設定している目標値の達成に要する期間については、目標値別に設定した期間とします。

キーワード

〈県の健康増進計画の基本的な目標〉

目標 1 全ての県民が生活習慣病のリスク因子を正しく理解している

目標 2 県民自らが、生活習慣病予防のために、健康づくりの実践をしている

目標 3 生活習慣病になっても、早期治療に努め、治療中断することなく受診し、重症し寝たきりにならないよう取組んでいる。

目標 4 県民の取組をサポートする体制が整備されている

〈県の健康増進計画の総括目標〉 「健康寿命の延伸」

(参考文献：健康ひろしま21(第2次))

5 計画の推進

(1) 役割に応じた取組の推進

圏域計画の推進に当たっては、福山・府中地域保健対策協議会(以下、「地対協」という。)の構成団体・機関をはじめとした関係機関及び団体が連携して、がん・生活習慣病の発症及び重症化予防、生活習慣の改善に関する普及啓発や体制整備、健康づくりに継続的に取組める社会環境の整備に努めることはもちろん、住民一人ひとりが健康的な生活習慣を実践し、自らの健康を実現するため主体的かつ積極的な行動をとることが求められます。

キーワード

広島県では、二次保健医療圏域ごとに、当該圏域の保健・医療・福祉を総合的に推進し、圏域住民の健康の保持・増進に寄与するため、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、市町、保健所等の関係機関で構成される圏域地域保健対策協議会を設置しています。

福山・府中地域保健対策協議会では、圏域計画の改定とその効果的な推進のための調査・研究、協議及び必要な事業を実施するため、健康増進計画委員会を設置しています。この委員会は、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、市町、保健所、職域保健分野の関係団体・関係機関と地区組織により構成されています。

(参考文献：健康ひろしま21(第2次)、平成24年度福山・府中地域保健対策協議会組織体系、福山・府中地域保健対策協議会健康増進計画委員会運営要領)

(2) 計画の進行管理

圏域計画の推進に当たって、地対協は、その進捗状況を把握するとともに、社会環境の変化等を踏まえつつ、健康増進の推進に関する取組の効果を検証していきます。また、こうした評価を積み重ね、計画期間の中間年に中間評価を行うとともに、県や当圏域を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて圏域計画の見直しを行い、効果的に健康増進の推進に関する取組を推進していきます。

なお、計画期間の最終年度には最終評価を行います。

